

議案第 27 号

寒川町営プール条例の一部改正等について

寒川町営プール条例の一部を改正する等の条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 2 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

令和 3 年度から寒川町営プールを再開するため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町営プール条例の一部を改正する等の条例

(寒川町営プール条例の一部改正)

第1条 寒川町営プール条例(昭和39年寒川町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

区分	開場期間	開場時間
25メートルプール	7月1日から8月31日まで	午前9時から午後4時30分まで
スライダープール	7月1日から8月31日まで	午前9時から午後4時30分まで
幼児プール	7月1日から8月31日まで	午前9時から午後4時30分まで
多目的広場	7月1日から8月31日まで	午前9時から午後4時30分まで

附則第3項を削る。

(寒川町営プール条例の停止に関する条例の廃止)

第2条 寒川町営プール条例の停止に関する条例(平成26年寒川町条例第7号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 寒川町営プール条例第3条第3項の規定による指定管理者の指定に必要な公募、申請その他の行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

寒川町営プール条例新旧対照表

現行			改正案		
<p>～略～</p> <p>(プールの開場期間等)</p> <p>第4条 プールの開場期間及び開場時間は、次のとおりとする。</p>			<p>～略～</p> <p>(プールの開場期間等)</p> <p>第4条 プールの開場期間及び開場時間は、次のとおりとする。</p>		
<u>区分</u>	<u>開場期間</u>	<u>開場時間</u>	<u>区分</u>	<u>開場期間</u>	<u>開場時間</u>
25メートルプール	7月1日から8月31日まで	午前9時から午後7時まで	25メートルプール	7月1日から8月31日まで	午前9時から午後4時30分まで
50メートルプール	7月1日から8月31日まで	午前9時から午後4時30分まで	スライダープール	7月1日から8月31日まで	午前9時から午後4時30分まで
スライダープール	7月1日から8月31日まで	午前9時から午後4時30分まで	幼児プール	7月1日から8月31日まで	午前9時から午後4時30分まで
幼児プール	7月1日から8月31日まで	午前9時から午後4時30分まで	多目的広場	7月1日から8月31日まで	午前9時から午後4時30分まで
<p>2 (略)</p> <p>～略～</p>			<p>2 (略)</p> <p>～略～</p>		
<p>1・2 (略)</p>			<p>(制定附則)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p>		
<p>3 <u>当分の間、第4条の規定にかかわらず、25メートルプールを休止し、50メートルプール、スライダープール及び幼児プールの開場期間を7月の第3土曜日から8月31日までとする。</u></p> <p>～略～</p>			<p><u>(削る)</u></p> <p>～略～</p>		
<p>(略)</p>			<p>(改正附則)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(準備行為)</u></p> <p>2 <u>寒川町営プール条例第3条第3項の規定による指定管理者の指定に必要な公募、申請その他の行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。</u></p>		